【敷地と道路に高低差がある場合における接道の考え方について】

（建築基準法第４３条第１項）

（１）法面が道路敷の場合

法面内に避難上支障のない幅員の傾斜路等が設けられていれば、敷地内に通路等の設置義務がある場合を除き、敷地は道路に接しているものとして扱う。この場合、敷地は道路境界線に接していることから、傾斜路等の有効幅員が２ｍ以上確保されていなくてもよい。
（例：２階建て専用住宅などの場合、６０㎝以上）

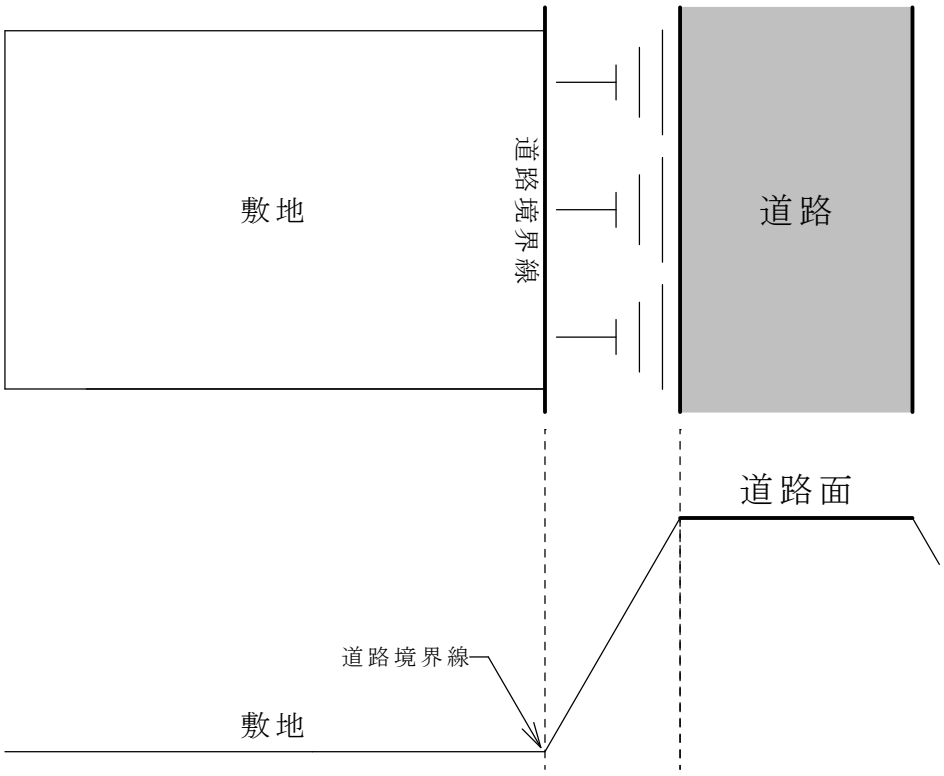

（２）法面が道路敷以外の場合
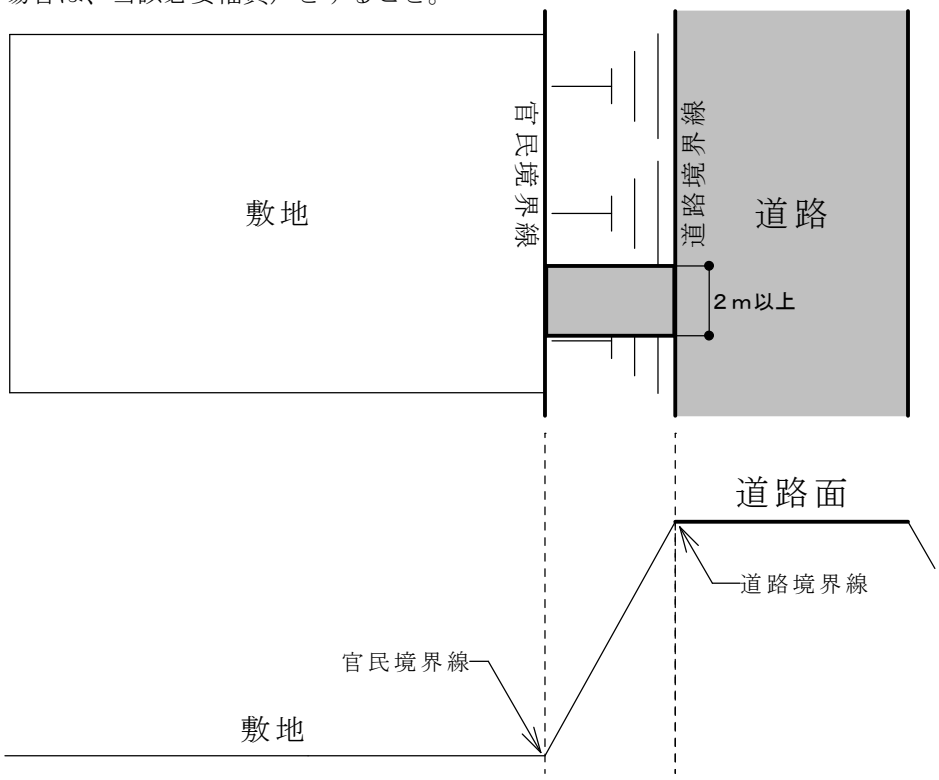
法面を河川管理者などが管理している場合、敷地は道路境界線に接していないことから、法面の管理者から法面部分の使用許可等を取得する必要がある。この場合、使用許可等の部分の有効幅員は、２ｍ以上（敷地内通路等の設置義務や接道幅の強化規定の適用がある場合は、当該必要幅員）とすること。